

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる市税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する市税のほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現金及び預貯金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は予めご相談ください。

お問い合わせ先

徳島市役所 納税課 : (088) 621-5076~5080

- 申請書は徳島市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

徳島市公式ホームページ — 新型コロナウイルス関連情報 —

市民税などの納付猶予制度 — 徴収猶予申請書 で検索

URL :

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、基本的に郵送での申請をお願いします。
すでに今年度の市税納税通知書がお手元に届いている場合は、申請書とあわせてお送りください。支払期限を延ばしてお返しします。

◎申請先◎

〒770-8571

徳島市幸町2丁目5番地

徳島市役所 納税課 徴収猶予担当 宛

- その他、ご不明な点があればお気軽に以下までお問い合わせください。

◎お問い合わせ先◎

徳島市役所 納税課	電話番号	088-621-5076
		088-621-5077
		088-621-5078
		088-621-5079
		088-621-5080